

平成27年6月8日

株主各位

富山県富山市下大久保3158番地
北陸電気工業株式会社
代表取締役社長 津田信治

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日(木曜日)午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 富山市堤町通り1丁目4番3号
野村證券株式会社富山支店5階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
報告事項 (1)第81期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2)第81期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款の一部変更の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.hdk.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
 - ◎ 招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.hdk.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の世界経済は、米国が緩やかに拡大したものの、欧州は足踏み状態となり、アジアは総じて弱含みで推移したため、全体としては緩慢な回復にとどまりました。

わが国におきましては、消費増税に伴い個人消費が落ち込み、その後の足取りも弱いものとなりました。

そのような環境下、エレクトロニクス市場におきましては、薄型テレビやパソコンの需要は低迷が続きましたが、スマートフォンやタブレットなど携帯情報端末需要は引き続き拡大し、カーエレクトロニクス需要も北米向けが増加しました。

こうした状況のなかで、当社グループ（当社および連結子会社）におきましては、情報通信機器および車載向けを主体に、各品種総じて受注が堅調に推移しました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、円安による効果もあり、売上高47,796百万円（前期比+11.6%）、営業利益1,003百万円（同+260.4%）となりました。

また、さらなる円安進行に伴い、為替差益1,110百万円を営業外収益に計上したことから、経常利益は、2,093百万円（同+353.5%）となり、税制改正に伴う繰延税金資産の取崩しを主因に法人税等調整額が174百万円（損）となったことなどから、当期純利益は、1,521百万円（同+788.2%）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 電子部品

電子部品は、各品種総じて堅調に推移したことから、売上高は42,499百万円（同+12.4%）、営業利益1,853百万円（同+70.8%）となりました。

② 金型・機械設備

金型・機械設備は、金型受注は増加したものの、機械装置が減速し、売上高773百万円（同+0.2%）、営業利益80百万円（同△8.9%）となりました。

③ その他

その他は、商品仕入及び不動産業等にかかる事業であり、売上高4,522百万円（同＋6.7%）、営業利益68百万円（同△21.7%）となりました。

事業別	売上高	生産高
電子部品	42,499百万円	42,601百万円
金型・機械設備	773	757
その他	4,522	—
合計	47,796	43,359

- (注) 1. 各セグメント(事業)の主要な製品または業種は(7)主要な事業内容に記載しております。
2. 売上高は外部顧客に対する売上高を記載しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、省力化および更新のための機械装置の取得を主体に行い、全体では979百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

携帯情報端末等成長分野および新興国市場への拡販、グローバル部材調達、海外生産の拡大等を推進すること、およびMEMS技術を応用した新製品を投入することで、収益性の向上と財務体質の強化を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第78期	第79期	第80期	第81期(当期)
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(連結経営指標)					
売上高	(百万円)	38,645	45,060	42,833	47,796
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△ 543	601	461	2,093
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	△1,169	470	171	1,521
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円. 銭)	△13.18	5.51	2.04	18.13
総資産額	(百万円)	35,342	36,124	35,237	40,808
純資産額	(百万円)	11,451	11,170	12,312	14,654
1株当たり純資産額	(円. 銭)	111.26	125.55	137.34	163.87
(個別経営指標)					
売上高	(百万円)	31,285	32,772	33,722	38,075
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△ 51	757	997	1,858
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	△ 714	△ 159	727	1,601
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円. 銭)	△ 8.05	△ 1.87	8.66	19.09
総資産額	(百万円)	28,351	28,637	28,818	33,401
純資産額	(百万円)	10,486	9,929	10,452	12,047
1株当たり純資産額	(円. 銭)	118.23	118.21	124.56	143.67

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
北陸興産(株)	80百万円	100%	不動産の賃貸および保険代理業
朝日電子(株)	50百万円	100%	チップ抵抗器の製造
ダイワ電機精工(株)	80百万円	89%	金型の製造販売
HDKマイクロデバイス(株)	450百万円	100%	モジュール製品の製造
北電マレーシア(株)	125百万M\$	100%	回路基板の製造販売
上海広電北陸微电子(有)	27百万US\$	70%	モジュール製品の製造販売
北陸電気(広東)(有)	6百万US\$	100%	抵抗器の製造
天津北陸電気(有)	4百万US\$	100%	電子デバイスの製造
北陸(上海)国際貿易(有)	4百万US\$	100%	電子部品の販売
北陸シンガポール(株)	13百万S\$	100%	電子部品の販売
HDKタイランド(株)	152百万Baht	100%	モジュール製品の製造

(注) 北電マレーシア(株)、上海広電北陸微电子(有)、HDKタイランド(株)の当社の出資比率のうち、間接所有分はそれぞれ21%、70%、100%であります。

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品または業種
電子部品	抵抗器、モジュール製品、電子デバイス、その他の電子部品
金型・機械設備	金型製造業、機械製造業
その他	非直線素子の仕入販売、不動産賃貸業、保険代理業

(8) 主要な営業所および工場

名称	所在地	名称	所在地
本社	富山県富山市	皮膜工場	富山県富山市
東京営業所	東京都大田区	機構部品工場	〃
大阪営業所	大阪府枚方市	高周波部品工場	〃
北関東営業所	埼玉県熊谷市	PRC工場	富山県立山町
西関東営業所	東京都日野市	榆原工場	富山県富山市
静岡営業所	静岡県静岡市	圧電工場	〃
北陸営業所	富山県富山市	HDKマイクロデバイス(株)	〃
名古屋営業所	愛知県名古屋市	朝日電子(株)本社工場	富山県朝日町
北陸興産(株)本社営業所	富山県富山市	北電マレーシア(株)本社工場	マレーシアジョホール州
		上海広電北陸微電子(株)本社工場	中国上海市

(注) 上記の他、販売子会社をアメリカ、シンガポール、中国、タイ、香港に、製造子会社を中国、タイ、フィリピンに有しております。

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
2,787名	185名減

(注) 当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	3,391百万円
株式会社北國銀行	1,405
株式会社みずほ銀行	1,066
株式会社富山銀行	997
株式会社日本政策投資銀行	790
株式会社三菱東京UFJ銀行	533

(注) 当連結会計年度末日の借入金残高を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 250,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 92,500,996株 (うち自己株式8,645,631株)
- (3) 株主数 9,727名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社北陸銀行	3,314千株	3.95%
北電工取引先持株会	2,737	3.26
北電工従業員持株会	2,282	2.72
株式会社北國銀行	2,183	2.60
前田建設工業株式会社	1,648	1.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,465	1.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,440	1.72
株式会社富山銀行	1,398	1.67
野村正也	1,169	1.40
コーセル株式会社	1,126	1.34

- (注) 1. 当社は自己株式8,645千株を所有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（8,645千株）を除いて計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	津田信治	北陸（上海）国際貿易(有)董事長
代表取締役専務	野村和雄	当社営業本部長
取締役	坂本重一	税理士
取締役	谷川聡	当社アドバンスデバイス開発本部長
取締役	多田守男	当社高周波部品事業本部長
取締役	小川明夫	当社コアテクノロジー開発本部長
常勤監査役	神田充	
監査役	北之園雅章	弁護士
監査役	松本雅登	

- (注) 1. 取締役 坂本重一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 北之園雅章氏、松本雅登氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 坂本重一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 北之園雅章氏は、弁護士の資格を有しております。
5. 監査役 松本雅登氏は、長年金融機関に勤務され要職に携わってこられた経歴から、金融及び経済に関して相当程度の知見を有しております。
6. 取締役 坂本重一氏、監査役 北之園雅章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

① 就任

- ・平成26年6月27日開催の第80回定時株主総会において、小川明夫氏が取締役に選任され、就任いたしました。

② 退任

- ・平成26年6月27日開催の第80回定時株主総会の時をもって、取締役 野村正也氏、能登博文氏は退任いたしました。

③ 当事業年度中の取締役の地位・担当の異動

氏名	新	旧	異動年月日
坂本重一	取締役	監査役	平成26年6月27日

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役 8名 82百万円（うち社外 1名 3百万円）

監査役 4名 24百万円（うち社外 3名 10百万円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第72回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第60回定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 坂本重一氏は、中村留精密工業(株)の社外監査役であります。当社は中村留精密工業(株)との間に特別な関係はありません。
 - ・監査役 松本雅登氏は、(株)ゴールドウィンおよび北陸電気工事(株)の社外監査役であります。当社は(株)ゴールドウィンおよび北陸電気工事(株)との間に特別な関係はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

1) 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会出席回数	監査役会出席回数
取締役 坂本 重一	13回	3回
監査役 北之園 雅章	14回	14回
監査役 松本 雅登	14回	14回

- (注) 1. 取締役会は14回開催されております。
 2. 監査役会は14回開催されております。
 3. 取締役 坂本重一氏の監査役就任期間に監査役会は3回開催されております。

2) 取締役会における発言状況

- ・取締役 坂本重一氏は、税理士としての専門的見地から主に財務・会計等に関し発言を行っております。
- ・監査役 北之園雅章氏は、法律の専門家として必要に応じて適切な発言を行っております。
- ・監査役 松本雅登氏は、他社での経営の経験を活かして、主に金融・経済の見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	25百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①当社が支払うべき報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 2. 当社の重要な子会社のうち、北陸(上海)国際貿易(有)、上海広電北陸微電子(有)は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の決議に基づき、解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針であります。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令および定款に適合すること確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 「北陸電気工業グループ行動憲章」を定めコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
日本語、英語、中国語で作成して当社海外子会社にも配布、当社グループの役員及び従業員に対して遵守することを求める。内部監査部門として業務監査部を設置し、内部統制システムが有効に機能していることを書類監査及び現地監査で確認する。
 - ② 法令違反その他のコンプライアンスに関する従業員からの相談窓口を総務部、労働組合、顧問弁護士等に設置する。
 - ③ 業務監査部は、監査役と連携を図り当社グループ全体の監査を行い法令遵守体制及び社内報告体制の運用に問題があると認めるときは、被監査部門のみならず本社関係部門並びに代表取締役及び監査役に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会の議事録、稟議書、報告書その他取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規定、情報セキュリティ規定等に基づき適切に保存及び管理する。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ① 「緊急事態対応規定」を定め、事業に伴う各種のリスクを想定し、管理責任者を決定し同規定に従ったリスク管理体制を構築する。「事業継続計画」を定め、危険発生に対して速やかな事業継続体制を整備する。損失の危険が大きい場合は、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損失の拡大を防止しこれを最小限に留める体制を整える。加えて、事後の再発防止策の策定も行う。
 - ② 子会社に係る各種リスクの把握、分析、対応策を検討するとともに、当社担当部門と連絡・連携し、リスクの予防と発生した場合の対処につき整備する。
- (4) 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループ経営方針に基づき、事業本部、営業本部及び子会社が策定した年度計画を審議し、年度予算を決定する。
 - ② 取締役等の職務権限と担当業務を、「取締役会規則」「組織規定」「業務分掌規定」「職務権限規定」等に基づき明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。子会社においても職務権限と担当業務を明確にして、事業本部、営業本部と連携のうえ職務の執行をする。
 - ③ 執行役員制度を導入し業務執行責任を明確にするとともに、取締役会では取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を行う。
- (5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「子会社管理規定」に基づき、各子会社は当社へ決裁申請、各種報告等を行う。また代表取締役、取締役、監査役、執行役員が参加し四半期毎に開催される「トップヒアリング」に海外子会社の取締役等を必要に応じて招聘し業務執行状況その他経営上の問題の報告を受ける。国内子会社の取締役等は、取締役会、経営戦略会議、及びその他の重要な会議に参加して事業執行状況や問題等を当社に報告をする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、業務監査部に所属する使用人に職務を補助することを委任する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項
- ① 業務監査部の人事・組織の変更については予め監査役会の同意を必要とする。
 - ② 委任を受けた当該使用人が業務監査部の業務を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。
- (8) 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が当社監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの取締役等及び使用人は、当社監査役から業務に関して報告を求められた場合は遅滞なく報告する。また、当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項を知った場合は監査役に遅滞なく報告する。
 - ② 「苦情処理規定」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
 - ③ 監査役に報告を行った者に当該報告を行ったことを原因として不利な取扱をすることを禁止する。
- (9) 監査役等の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役等の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求があった場合には当該請求にかかる費用が監査役等の職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除きこれに応じる。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役が経営戦略会議や取締役会その他重要な会議に出席する等、経営課題や業務運営上の重要課題について代表取締役、取締役、執行役員等と意見交換を行う機会を確保する。
 - ② 監査役会は、業務監査部から内部監査の報告を受けるとともに、代表取締役と協議のうえで特定の事項について経理部門その他当社各部門に監査への協力を依頼することができる。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制について
 - ① 財務報告を適正に行うため、規定及び手順等を定め財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
 - ② ガバナンス室は財務報告に係る内部統制に対して定期的に監査を行い、内部統制の有効性について評価し、是正や改善の必要があるときは、速やかに代表取締役及び監査役に報告するとともに当該部門はその対策を講じる。
- (12) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況について
 - ① 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては毅然として対応する。
 - ② 反社会的勢力排除に向けては、本社総務部門を対応部署と定め、警察や外部専門機関との連絡体制を構築し、情報の収集を行う。行動規範、マニュアル等を作成し社内連絡体制を周知徹底する。

7. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社グループの企業価値の根源および当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。

もとより、当社は、大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものではないと考えており、かかる買付けを一律に否定するものではありません。また、これを受入れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の皆様ごの自由な意思に委ねられるべきものと考えております。

大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主

共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。しかしながら、近時の、わが国の資本市場においては、買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意形成のプロセスを経ることなく、突如として一方的に大規模買付行為を強行するといった動きがなされる可能性も決して否定できません。

大規模買付行為の中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為もないとはいえません。

このような当社グループの企業価値または株主共同の利益に資さない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社は、このような者による大規模買付行為に対しては、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、当社の取締役としての責務であると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

① 当社グループの事業運営の基本的な考え方

当社は、「誠実をもって仕事に励む」「責任を自覚しお互いに協力する」「良い製品をつくり社会の発展につくす」という創業以来のものづくりの精神に基づき、時代のニーズに適合した製品を開発・提供することにより当社グループの企業価値を安定的かつ継続的に向上させていくことが株主共同の利益の実現に資するものと考え、経営に取り組んでおります。

加えまして、経営の透明性、公平性を高め、株主の皆様をはじめ当社グループのお取引先・仕入先・金融機関・従業員・地域社会等のステークホルダーとの良好な関係を築き、長期的かつ安定的な収益の確保をはかり、企業価値を高めて社会的使命を果たすよう努めております。

② 経営方針と達成施策

(a) MEMS事業の拡大

当社は皮膜固定抵抗器の製造からスタートした会社です。近年まで抵抗器関連製品を事業の中心に展開してまいりましたが、「センサとモジュールのHDK」、さらには「センサ・イノベーション」の方針のもとで高機能・高付加価値事業への転換を進めております。

経営方針におきましては、当社グループが世界市場の最先端で戦える強みのあ

る技術に経営資源を傾注し、事業の核のひとつとして収益力の強化、持続的発展につなげる計画であります。MEMS技術を使ったセンサについては、3軸加速度センサをはじめ、フォースセンサ、圧力センサ等を展開していますが、今後はMEMS技術応用による高機能化に取組みソフトウェア企業や素材企業とのコラボレーション等を通じて開発の早期化を進展させてまいります。

(b) 実装事業のグローバル展開による拡大

実装事業については2010年に実施したM&Aを通じて、製造拠点は国内の他、中国（上海、広東）、タイ、フィリピンの5拠点とし、グローバル市場に対応できる生産体制を整備いたしました。

携帯情報端末、車載用部品、医療・ヘルスケア等の分野の事業拡大と取引先の海外展開への対応をふまえ、外資系ユーザーの開拓を含めて、新しい市場を取り込んでゆく計画です。そのために、アジア・アセアン地区への営業力強化を図り、海外売上高比率をさらに引き上げる計画を策定しております。

(c) 新製品の創出

新興国における需要増加、スマートフォンやタブレットといった携帯情報端末の生産台数増大にいかに対応するかが成長の鍵となっております。また当社としては新規市場となる医療・ヘルスケア、省エネ、新エネルギー関連、環境等の分野において新製品を創出しビジネスを展開する計画を策定しております。

人材の育成、補強、研究開発体制の充実、営業力強化により今後の事業の創出に取組んでまいります。

(d) 企業価値を高め、社会的な使命を果たす

持続的な利益成長に加え、技術力、取引先との信頼関係、人的資産等を企業力の根源と認識し、多様なステークホルダーに対する適正な還元を通じて、企業としての社会的な使命を果たします。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な課題のひとつとして位置付け早期の増配そして財務体質の強化を勘案しながら自己株式の取得など積極的に取組んでまいりました。

また、当社は、中期的展望に立って経営資源の拡充に努め、透明感をもった経営を実践することにより、企業価値の最大化にグループあげて取組んでまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成20年6月27日開催の当社第74回定時株主総会において、当社の株式の大規模買付行為に関する対応策を導入していましたが、平成26年6月27日開催の第80回定時株主総会において、有効期間を平成29年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとする、当社の株式の大規模買付行為に関する対

応策（以下、「本施策」といいます。）を継続いたしました。

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を対象とし、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主および当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与を要請し、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として、その発動の要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました。本施策にもとづき大規模買付対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外監査役または社外有識者から構成される独立委員会を設置し、その意見を最大限尊重することといたしました。

なお、本施策の詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成26年5月28日付発表資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」をご覧ください。

(3) 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 基本方針の実現に資する取組み（上記(2)①②の取組み）について

上記(2)①②に記載した企業価値向上のための取組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。したがって、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記(2)③の取組み）について

本施策は、(2)③および当社ホームページに掲載の平成26年5月28日付発表資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」に記載のとおり、その内容において、当社の基本方針に沿うものであり、かつ、当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するための工夫がなされ、さらに、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上の目的をもって継続されるものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	26,094	流 動 負 債	16,485
現金及び預金	4,796	支払手形及び買掛金	9,632
受取手形及び売掛金	12,659	電子記録債務	297
商品及び製品	1,470	短期借入金	4,617
仕掛品	2,283	未払法人税等	133
原材料及び貯蔵品	2,728	賞与引当金	311
繰延税金資産	438	その他	1,492
その他	1,720	固 定 負 債	9,668
貸倒引当金	△ 2	長期借入金	4,007
固 定 資 産	14,713	再評価に係る繰延税金負債	344
有 形 固 定 資 産	10,622	退職給付に係る負債	4,631
建物及び構築物	3,139	その他	685
機械装置及び運搬具	4,224	負 債 合 計	26,153
土地	2,918	(純資産の部)	
その他	339	株 主 資 本	11,378
無 形 固 定 資 産	283	資本金	5,200
投資その他の資産	3,807	資本剰余金	5,108
投資有価証券	1,714	利益剰余金	2,208
繰延税金資産	1,321	自己株式	△1,138
退職給付に係る資産	7	その他の包括利益累計額	2,362
その他	818	その他有価証券評価差額金	427
貸倒引当金	△ 55	繰延ヘッジ損益	△ 0
		土地再評価差額金	667
		為替換算調整勘定	1,481
		退職給付に係る調整累計額	△ 214
		少 数 株 主 持 分	913
		純 資 産 合 計	14,654
資 産 合 計	40,808	負 債 ・ 純 資 産 合 計	40,808

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)
(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	47,796
売 上 原 価	41,483
売 上 総 利 益	6,313
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,310
営 業 利 益	1,003
営 業 外 収 益	1,348
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	85
為 替 差 益	1,110
そ の 他	153
営 業 外 費 用	258
支 払 利 息	109
そ の 他	148
経 常 利 益	2,093
特 別 利 益	300
固 定 資 産 売 却 益	4
補 助 金 収 入	283
そ の 他	13
特 別 損 失	509
固 定 資 産 売 却 損	11
減 損 損 失	11
固 定 資 産 除 却 損	77
固 定 資 産 圧 縮 損	283
海 外 子 会 社 税 務 関 連 損 失	58
そ の 他	68
税金等調整前当期純利益	1,884
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	154
法 人 税 等 調 整 額	174
少数株主損益調整前当期純利益	1,555
少 数 株 主 利 益	34
当 期 純 利 益	1,521

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	5,200	5,108	1,006	△1,128	10,185
会計方針の変更による累積的影響額			△ 73		△ 73
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,200	5,108	932	△1,128	10,111
当 期 変 動 額	—	—	1,276	△ 9	1,267
剰 余 金 の 配 当			△ 251		△ 251
当 期 純 利 益			1,521		1,521
自 己 株 式 の 取 得				△ 9	△ 9
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			7		7
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 末 残 高	5,200	5,108	2,208	△1,138	11,378

	その他の包括利益累計額					少数株主 持 分
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	
当 期 首 残 高	141	△ 1	639	705	△ 146	788
会計方針の変更による累積的影響額						
会計方針の変更を反映した当期首残高	141	△ 1	639	705	△ 146	788
当 期 変 動 額	286	1	28	775	△ 67	124
剰 余 金 の 配 当						
当 期 純 利 益						
自 己 株 式 の 取 得						
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩						
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)	286	1	28	775	△ 67	124
当 期 末 残 高	427	△ 0	667	1,481	△ 214	913

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(要約)連結キャッシュ・フロー計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	1,884
減価償却費	1,701
減損損失	11
売上債権の増加額	△3,622
たな卸資産の増加額	△ 861
仕入債務の増加額	2,161
その他	△ 586
営業活動によるキャッシュ・フロー	687
投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△1,040
投資有価証券の取得による支出	△ 3
その他	△ 13
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,057
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増額	782
長期借入金の純減額	△ 457
自己株式の取得による支出	△ 9
配当金の支払額	△ 251
その他	△ 144
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 80
現金及び現金同等物に係る換算差額	525
現金及び現金同等物の増加額	75
現金及び現金同等物の期首残高	3,385
現金及び現金同等物の期末残高	3,460

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,421	流動負債	13,506
現金及び預金	893	電子記録債務	297
受取手形	120	買掛金	7,672
売掛金	10,137	短期借入金	3,861
商品及び製品	115	未払法人税等	69
仕掛品	535	未払金	704
原材料及び貯蔵品	4	賞与引当金	210
繰延税金資産	323	その他	689
未収入金	2,509	固定負債	7,847
その他	802	長期借入金	3,963
貸倒引当金	△ 20	再評価に係る繰延税金負債	344
固定資産	17,980	退職給付引当金	3,338
有形固定資産	4,706	その他	201
建物	991	負債合計	21,354
構築物	83	(純資産の部)	
機械及び装置	1,426	株主資本	11,256
車両運搬具	3	資本金	5,200
工具、器具及び備品	164	資本剰余金	5,108
土地	2,036	資本準備金	462
無形固定資産	194	その他資本剰余金	4,645
投資その他の資産	13,080	利益剰余金	2,086
投資有価証券	1,648	利益準備金	207
関係会社株式	9,305	その他利益剰余金	
長期貸付金	706	繰越利益剰余金	1,879
繰延税金資産	1,083	自己株式	△1,138
その他	548	評価・換算差額等	791
貸倒引当金	△ 213	その他有価証券評価差額金	414
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		土地再評価差額金	376
		純資産合計	12,047
資産合計	33,401	負債・純資産合計	33,401

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)
(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	38,075
売 上 原 価	34,554
売 上 総 利 益	3,521
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,040
営 業 利 益	480
営 業 外 収 益	1,665
受 取 利 息 及 び 配 当 金	333
為 替 差 益	1,074
そ の 他	258
営 業 外 費 用	286
支 払 利 息	75
そ の 他	211
経 常 利 益	1,858
特 別 利 益	290
補 助 金 収 入	283
そ の 他	7
特 別 損 失	385
減 損 損 失	11
固 定 資 産 除 却 損	61
固 定 資 産 圧 縮 損	283
そ の 他	29
税 引 前 当 期 純 利 益	1,763
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	130
法 人 税 等 調 整 額	31
当 期 純 利 益	1,601

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	5,200	462	4,645	182	609	△1,128	9,971
会計方針の変更による累積的影響額 会計方針の変更を反映した当期首残高	5,200	462	4,645	182	△ 61 547	△1,128	△ 61 9,909
当 期 変 動 額	—	—	—	25	1,331	△ 9	1,347
剰 余 金 の 配 当				25	△ 276		△ 251
当 期 純 利 益					1,601		1,601
自 己 株 式 の 取 得						△ 9	△ 9
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩					7		7
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)							
当 期 末 残 高	5,200	462	4,645	207	1,879	△1,138	11,256

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金
当 期 首 残 高	134	△ 1	348
会計方針の変更による累積的影響額 会計方針の変更を反映した当期首残高	134	△ 1	348
当 期 変 動 額	280	1	28
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)	280	1	28
当 期 末 残 高	414	△ 0	376

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

北陸電気工業株式会社
取締役会 御中

平成 27 年 5 月 21 日

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大和田 淳 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北陸電気工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北陸電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

北陸電気工業株式会社
取締役会 御中

平成 27 年 5 月 21 日

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 泉 淳 一 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大和田 淳 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北陸電気工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月25日

北陸電気工業株式会社監査役会

常勤監査役	神田	充	㊟
社外監査役	北之園	雅章	㊟
社外監査役	松本	雅登	㊟

株主総会参考書類

議案およびその参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、期末配当につきましては、財務基盤の強化と株主の皆様への利益還元を両立すべく、業績、当社グループを取巻く経営環境、将来の事業展開に備えた内部留保および安定配当の維持を総合的に勘案することを基本方針としています。このような方針のもと当事業年度の期末配当等につきましては、当事業年度の業績および今後の経営環境を勘案いたしまして、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金4円、総額 335,421,460円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除できる旨、ならびに業務執行取締役等でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定として、定款第30条（取締役の責任免除）および第41条（監査役の責任免除）を新設するものであります。
- (2) 定款第30条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (新設)	第4章 取締役および取締役会 <u>(取締役の責任免除)</u> 第30条 当社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2. 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="145 126 577 189">第5章 監査役および監査役会 第<u>30</u>条～第<u>39</u>条 (条文省略)</p> <p data-bbox="369 274 438 301">(新設)</p> <p data-bbox="145 727 465 753">第<u>40</u>条～第<u>47</u>条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="682 126 1112 189">第5章 監査役および監査役会 第<u>31</u>条～第<u>40</u>条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="696 239 915 266">(監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="682 276 1197 451">第<u>41</u>条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p data-bbox="733 465 1197 680">2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p data-bbox="682 727 1013 753">第<u>42</u>条～第<u>49</u>条 (現行どおり)</p>

第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役 北之園雅章氏ならびに松本雅登氏の任期が満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	きたのそのまさゆき 北之園 雅 章 (昭和34年8月24日生)	昭和63年4月 弁護士登録 松尾綜合法律事務所入所 平成9年6月 当社監査役 現在に至る 平成15年4月 松尾綜合法律事務所退所 平成15年5月 東京あおい法律事務所代表 平成21年11月 桜川綜合法律事務所代表 現在に至る	1,000株
2	みやもとまさのり 宮本 雅 憲 (昭和28年2月21日生)	昭和52年4月 株式会社北陸銀行入行 平成17年4月 同行融資第二部長 平成18年6月 同行執行役員 平成20年6月 同行退職 平成26年6月 堤地所株式会社代表取締役社長 株式会社ホクタテ会長兼立山国際ホテル株式会社取締役会長 現在に至る	0株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 北之園雅章氏、宮本雅憲氏は社外監査役の候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由
- ◎北之園雅章氏は、弁護士として専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただいております。また、同氏は当社社外監査役としての年数は18年間であります。
- ◎宮本雅憲氏は、新任の監査役候補であります。
- 宮本雅憲氏には、長年、金融機関に勤務されかつ重要な役職に携わってこられた経歴から主に金融・経済の見地から監査機能の発揮を期待しております。
4. 北之園雅章氏、宮本雅憲氏が社外監査役に選任された場合、第2号議案 定款の一部変更の件が承認可決されることを条件として、当社は、会社法第427条第1項により、両氏との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

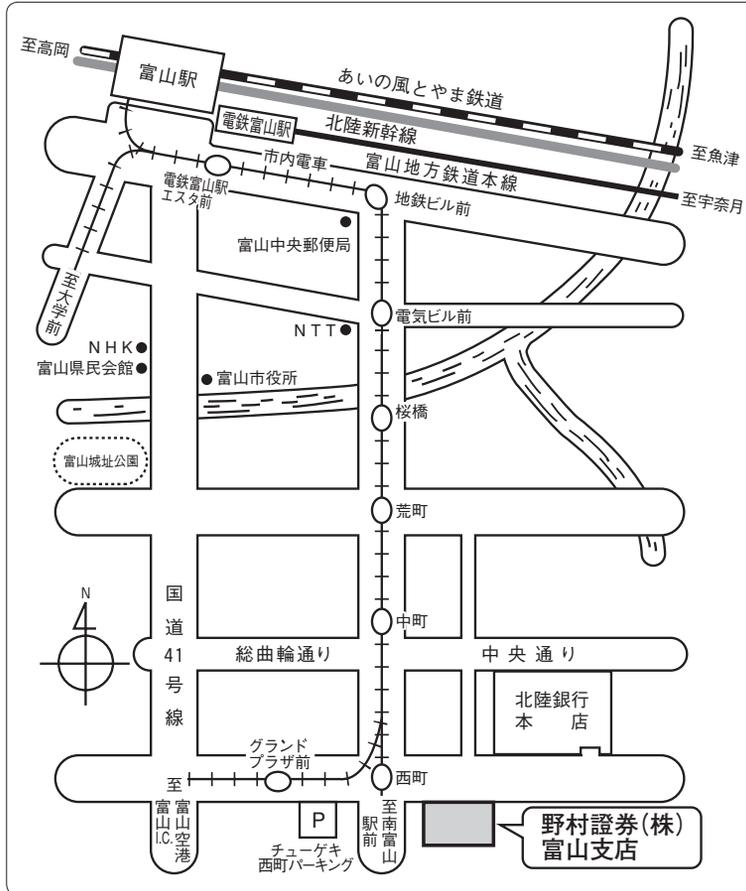
memo

株主総会会場ご案内図

野村證券(株)富山支店

富山市堤町通り1丁目4番3号

電話 富山 (076) 421-7561(代)



お車をご利用の場合は『チューゲキ西町パーキング』をご利用ください。
総会当日は受付にて申し出ただけであれば無料駐車券をお渡しします。
(その他の駐車場はご用意できませんので、あらかじめご了解願います。)